

## 平成28年第3回広尾町議会定例会 第1号

平成28年9月6日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議会運営委員会報告
- 3 会期の決定について
- 4 諸般の報告
- 5 総務常任委員会報告
- 6 産業常任委員会報告
- 7 行政報告
- 8 報告第 7号 継続費の精算報告書について
- 9 報告第 8号 専決処分の報告について
- 10 報告第 9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 11 報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 12 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 13 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 14 認定第 1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第 2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 3号 平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 4号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第 5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 認定第 6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 認定第 7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 認定第 8号 平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 認定第 9号 平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 23 認定第10号 平成27年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 24 認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 25 同意第 3号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 26 同意第 4号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 27 同意第 5号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 28 議案第77号 平成27年度広尾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 29 議案第78号 財産の取得について

- 30 議案第79号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第80号 広尾町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第81号 平成28年度広尾町一般会計補正予算(第6号)について
- 33 議案第82号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算(第3号)について
- 34 議案第83号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 35 議案第84号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 36 議案第85号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について
- 37 議案第86号 平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 38 議案第87号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について
- 39 議案第88号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 40 議案第89号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)について
- 41 議案第90号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)について

○出席議員(12名)

1番 浜野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北藤 利通	4番 前崎 茂
5番 志村 國昭	6番 山谷 照夫
8番 渡辺 富久馬	9番 小田 英勝
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 浜頭 勝	13番 堀田 成郎

○欠席議員(1名)

7番 星加 廣保

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	堂 場 則 彦
兼 出 納 室 長	堂 場 則 彦
総 務 課 長	鈴 木 孝 俊
総 務 課 長 補 佐	白 石 晃 基
併 総 務 課 参 事	西 内 努

併 総 務 課 主 幹	折 山	笠 岸	博 雄	和 一
併 総 務 課 主 幹	山 長	岸 田	吉 弘	大 司
企 画 課 長 補 佐	宝 西	泉 脇	秀 浩	津 則
企 画 課 長 補 佐	平 齊	藤 林	美 勝	雄 則
税 務 課 長 補 佐	大 山	崎 原	樹 美	彦 惠
住 民 課 長	菅 佐	原 藤	清 幸	美 則
保 健 福 祉 課 長	厚 金	谷 井	秀 哲	司 典
保 健 福 祉 課 長 補 佐	松 松	田 田	哲 幸	典 裕
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	雄 道	谷 藤	淳 盛	一 通
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	北 前	田 川	憲 浩	一 司
老 人 ホ ー ム 所 長	小 小	川 川	浩 隆	司 三
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	道 森	端 谷	啓 裕	亨 容
農 林 課 長	今 齊	井 藤	裕 將	美 人
兼 町 営 牧 場 長	渡	辺		
水 産 商 工 観 光 課 長				
建 設 課 長 補 佐				
建 設 課 長 補 佐				
上 下 水 道 課 長				
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長				
港 湾 課 長 補 佐				
港 湾 課 長 補 佐				
国 保 病 院 事 務 長				
国 保 病 院 事 務 次 長				
国 保 病 院 事 務 次 長				

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原	博
管 理 課 長	澤 田	佳 幸
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	澤 田	佳 幸
管 理 課 長 補 佐	山 岸	直 宏
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道 志	尚 子
社 会 教 育 課 長	保 志	悟 悟
兼 図 書 館 長	保 志	悟 悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保 志	悟 悟

社会教育課長補佐 浜 頭 力  
図書館長補佐 奥 村 京 子

〈選挙管理委員会〉

委員長 宮 脇 昭 道  
併書記長 鈴 木 孝 俊

〈監査委員〉

代表監査委員 大 林 忠  
併書記長 菅 原 康 博

〈公平委員会〉

委員長 木 下 利 夫  
併書記長 鈴 木 孝 俊

〈農業委員会〉

会 長 新 海 敏 春  
事務局 長 早 川 修

○出席事務局職員

事務局 長 菅 原 康 博  
総務係 長 鎌 田 慎  
総務係 主 事 林 菜 々 美

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成28年第3回広尾町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
本報告書は、各自お手元に配付しております。  
ここで、委員長の報告を求めます。  
議会運営委員会委員長、小田<sup>おだ</sup>雅二議員、報告願います。  
  
1、議会運営委員会委員長（小田<sup>おだ</sup>） 平成28年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。  
委員会の開催状況であります。平成28年8月8日と28年9月1日の2日間であります。  
開催場所、出席委員、出席職員及び説明員については、お手元の報告書のとおりであります。  
調査の内容についてであります。議長の諮問に関する事項として、議会報告会、各団体との懇談会、議会モニター会議開催のための詳細について協議・決定し、そして第3回、今定例会会期中の議員協議会で報告することです承しております。  
議会の運営に関する事項についてであります。平成28年第3回定例会の会期は9月6日から16日までの11日間とし、議事日程予定表は既に各議員に送付されています。  
意見書案については、議会運営委員会の開催時において4件であり、本会議に提案するよう了承されています。  
また、会期中に台風関連の補正予算が追加提案される予定であり、16日の本会議で審議することです承しております。  
以上です。

- 1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、ただいま審査結果について委員長から報告がありました。本件に対する委員長の報告は、本日6日から9月16日までの11日間とするものです。

お諮りします。委員長の報告どおり会期は本日6日から16日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6日から9月16日までの11日間とすることに決しました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

1、議長(堀田) 日程第4、諸般の報告を行います。

議員の出欠ではありますが、7番星加廣保議員より欠席の届け出があります。

議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会において、町長から報告3件、承認2件、認定11件、同意3件、議案14件を受理しております。また、教育委員会から報告1件を受理しております。ほかに意見書案4件を受理しております。

次に、説明員の出席については、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成28年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は、5人の議員から通告があり、9月12日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第5 総務常任委員会報告

1、議長(堀田) 日程第5、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、報告願います。

1、総務常任委員会委員長(旗手) 台風で被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

平成28年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、報告します。委員会の開催状況です。

平成28年8月17日水曜日。

(2)から(5)までは省略させていただきます。記載のとおりです。

調査の内容です。

(1)、防災対策について。

広尾町防災保管庫を現地調査した後、資料に基づき説明を受けました。

①、広尾町地域防災計画修正概要です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月、災害対策基本法の一部改正、防災基本計画の見直しにより、道もこれに基づく地域防災計画の見直しが行われた。町においても、国・道の計画と整合性を図り防災対策の強化・推進を目的に、平成26年度本計画の見直しを行った。

ア、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画。

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、みずからの身の安全はみずから守るという防災の基本に鑑み、町民は日ごろから被災直後に必要な物資を備えておくことが重要である。

しかしながら、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。このため、町は非常用持ち出し品を持ち出せなかった避難者のための食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材の備蓄に努める。

また、大規模災害に備え、町は、町民や自主防災組織及び事業所等と連携し、備蓄計画の策定に努めるとした。

食糧や防災資機材の確保は、町による備蓄、個人による非常用持ち出し品、自主防災組織等による防災備蓄、町民による炊き出し、救援物資、自治体からの支援物資を調達し、避難所等に配給を行うことを定めた。

備蓄物資目標数量です。

備蓄物資配分対象者数については、平成24年6月に北海道防災会議が公表した「北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測」に基づき算定したもので、最大避難者数は2,500人。

目標数量は、3日分の備蓄を行う。4日目以降については、自衛隊や各自治体からの支援、救援物資により補うものとする。

必要とする数量は、食糧1万5,000食、飲料水2万2,500リットル。

町民による持ち出しは、各種広報活動や自主防災組織支援活動により各家庭での備蓄を奨励し、最大避難者の30%に当たる750人が非常食等を持ち出せるものとする。

町内事業所からの確保、町内の米穀小売登録業者、食糧品小売業者等と災害時に物資を優先的に供給（有償）する趣旨の協定を結ぶなどにより、確保できる食糧品を最大避難者の30%に当たる750人分とする。

全体の数量は、記載のとおりですので、お目通しいただきたいと思います。

備蓄品目は、食糧品等、生活必需品、資機材、医薬品等、記載のとおりです。

整備（購入）計画ですが、アルファ米、非常用飲料水を毎年必要に応じて配備し、常時6,000食・9,000リットル保存する。賞味期限は5年以上のものとし、賞味期限の切れる備蓄品は、年度内の地域や学校等の防災訓練などで使用する。

生活必需品・資機材・医薬品は、避難所等において使用した場合や、不足が生じると予想される

場合には、随時補充する。

必要数に対する現在の充足率は、アルミマットは40%、非常食は100%、ほかは60から70%とのことで、必要数は計画的に配備する。

備蓄物資の管理ですが、災害備蓄保管庫は、市街地域では、旧広尾小学校のほかに、丸山寿の家敷地内、青少年会館、健康管理センターを追加、音調津総合センターをスキー場跡地に変更、山フンベ集会所を新規に追加しました。

町民による非常用持ち出し品。

各家庭では、非常用持ち出し品は直ちに持ち出せるよう、リュックサックなど持ち運びしやすいものに収納することが大切である。

最低限必ず備蓄するものは、食糧、飲料水、ラジオ、懐中電灯、毛布、タオル、ティッシュ、救急医薬品、常備薬、老眼鏡、携帯電話充電器、ライター、軍手などです。

イ、自主防災組織の育成等に関する計画です。

広尾町では、現在17の地域住民による自主防災組織があります。

道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修会の開催や北海道地域防災マスター等の防災リーダーの育成に努めることとしており、特に女性リーダーの育成に努めるとしています。現在、広尾町では、3人の方がリーダーとなっています。

ウ、避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画です。

安全対策、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

避難場所は、緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所、さらに一般の避難場所では生活することが困難な要配慮者のための福祉避難所に区分する。

委員からは、「避難所のバリアフリーのレベルはどうか」との質疑があり、これに対し町からは「バリアフリーになっていない。要望があり、トイレの手すりを1か所設置した。必要に応じ検討したい」とのことでした。また、「冬期間、毛布だけでは足りない。畳・体育用マットは有効では」との質疑があり、町からは「教育委員会と連携し備えたい」とのこと。さらに、「災害時に行政や公的機関が被災する中で応急対応や優先度の高い業務を行うため、業務継続計画を策定すべきでは」との質疑があり、町からは「道から策定するよう言われている。検討する」とのことでありました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

## ◎日程第6 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第6、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

委員会の開催状況。

開催日は、平成28年8月19日金曜日でございました。

（2）開催場所から（6）出席議会事務局までは省略、記載のとおりでございます。

調査の内容でございますが、2つの調査を行いました。

まず（1）、町営牧場の現状と今後の対策について。

①、町営牧場の概要。

町営牧場は、育成牛を受託放牧しているオソウシ牧場と東豊似牧場のほか、茂寄幹線、野塚海岸に点在する採草地から構成され、放牧地約282ヘクタール、採草地20ヘクタール、施設用地、未利用地など総管理面積は約453ヘクタールとなっている。

受託頭数は、両牧場を合わせ800頭収容可能であるが、健全な放牧状況を考えると650から700程度が適正な規模と思われます。

草地更新につきましては、毎年7から12ヘクタールの更新を実施し、本年度までにオソウシ牧場は約7割、東豊似牧場では9割の更新を行っている。

②、運営状況について。

受託の状況。

放牧期間は年平均157日程度で、約30戸の預託農家から600頭前後の受け入れで推移してきたが、平成22年の661頭をピークに昨年度は438頭にとどまっている。

本年度は、家畜伝染病の影響により、オソウシ牧場での受け入れを2年間見合わせているため、東豊似牧場のみの運営で、預託農家21戸から437頭を受け入れている。

収支の状況。

歳出超過の状態が続いているが、特に昨年度は入牧頭数が減少したことや伝染病対策に経費を要したことから、約2,500万円の歳出超過となった。

歳出総額は、毎年4,000万円から4,400万円前後で、農協への管理委託料は、おおむね3,300万円前後で推移しているが、本年度は、東豊似牧場のみの運営であり、管理委託料は2,500万円程度と見込んでいる。

経営状況としては、受け入れ頭数の減少に加え、牧場が2か所に分かれているため構造的なコス

ト高の問題を抱えており、収支のバランスをとるのが非常に難しい。

### ③、オソウシ牧場における家畜伝染病の発生について。

ピロプラズマ病は、マダニ類の吸血によって媒介される小型ピロプラズマ原虫が赤血球に寄生することにより引き起こされ、貧血・発熱・黄疸の症状が見られ、重症化すると死に至ることや妊娠牛では流産する場合もある。全国的に発生が見られるが、特に初回放牧の育成牛に多発する。2年目以降の放牧牛には免疫ができることや品種によっても差が見られるが、特にホルスタインは感染率が高いと言われている。

#### オソウシ牧場での発生経過。

昨年、入牧中の個体1頭が食欲不振、貧血の症状で受診、投薬等の加療を行ったが、その後死亡。同様の症状を示した6頭も血液検査で全頭の感染が判明したため退牧となったが、うち1頭の妊娠牛が流産する事態となった。

7月3日、入牧中の147全頭の血液検査を実施した結果、139頭の感染が判明。研究機関の指導により、殺ダニ剤を2週間間隔で投与を継続した。

結果的に死亡4頭、途中退牧27頭、うち流産1頭という事態となった。

#### 発生原因の推測。

ピロプラズマ原虫は、マダニの親から子に伝わることはないため、卵からふ化したばかりの幼ダニは、原虫を保持していない。それを踏まえての推測では、前年から原虫を保有していたダニが越冬し、入牧した牛から吸血し感染が広がった。農家で、既に感染した牛が入牧し、持ち込んだダニあるいは草地に生息するダニにより感染が広がった。など、家畜保健衛生所からの見解が示された。

#### 鹿による感染の可能性。

研究機関によると鹿と牛が感染するピロプラズマ病は種類が異なるため、相互間での感染はないとのことであるが、鹿によるダニ持ち込みが放牧地でのダニ発生の大きな要因になっていることは否定できない。

#### 今後の対策。

ダニの完全撲滅は困難であるが、刈り取られた草地ではダニの生息が減少するとされており、牧草販売による刈り取りや鹿によるダニの持ち込みを減らすため、猟友会の協力を得て駆除による生息数の減少や、草地侵入の抑制など対策を講じている。オソウシ牧場での鹿の駆除実績は、本年4月から6月末現在117頭で、昨年1年間の駆除頭数37頭を大幅に上回っている。

### ④、将来の牧場のあり方について。

本年、東豊似牧場のみでの運営を実施した結果、1か所での運営が可能ということも想定でき、統合などの議論もなされると思うが、これまで実施してきたオソウシ牧場への投資が無駄になるという懸念も出てくる。

将来の町営牧場のあり方については、設置目的を十分考慮した上で関係機関との協議が必要と考えている。

委員からは「2か所で運営しているが、1か所にすれば収支も改善するのではないか。また、入牧数が増えることは考えにくい。環境的にも東豊似が適していると思うが」などの質疑があった。

これに対し町からは「オソウシ牧場を敬遠する声も聞いてはいる。今後の方向性については、預託農家からのニーズを踏まえて、慎重な検討が必要」とのことである。

## (2)、商工業の現状と今後の振興策について。

### ①、町内商工業者の動向。

#### 商工会会員数と事業所の変動。

平成27年度末の商工業者数は455事業所、うち354事業所は小規模事業で全体の77.8%となっている。

商工会会員数は277事業所で、5年前と比較すると商工業者数は50事業所増加しているものの、会員数は24事業所減少している状況にある。

#### 空き店舗の状況。

本通商店街の平成28年6月末の空き店舗数は24店舗で、購買力の低下、経営者の高齢化、後継者不在が主な原因と考えられ、廃業などに至っている。

### ②、金融機関の貸出状況。

広尾町中小企業融資制度に基づく平成27年度の融資額は、設備資金23件、運転資金33件の56件で3億707万円、国庫資金、道融資、その他の融資制度を合わせた融資総額は68件で3億5,837万円となっている。

### ③、商工業の現状。

#### 商業の現状。

平成26年実施の商業統計調査をもとに本町の小売商業の推移と実態を分析した結果、平成27年3月末の人口は7,320人で7年前の同統計から953人減少、事業所数は93店舗で36店舗減少している。

年間販売額は、109億2,332万円で24%の減少となっており、事業所数の減少率27.9%に類似している。

年間販売額の減少率が人口減少率11.5%を上回っていることから、購買力の町外流出が推測される。

#### サンタクラブカード事業。

平成13年12月から販売促進活動としてカード化事業がスタートし、平成27年度末の加盟店舗は62店で売上額は1,088万円。平成22年度から平成26年度までの売り上げは減少傾向にあったが、平成27年度に印字方式からICカード方式に変更したことにより、売上額に改善が見られている。

#### 工業の現状。

平成26年の工業統計調査によると、事業所数は19、製造品出荷額等は84億9,385万円で、平成19年と比較すると8億6,141万円の増額となっている。一方で、従業員数は331人で、14人減少している。

### ④、財政支援の状況。

平成27年度の商工会への商工振興事業補助金は2,529万2,045円で、経営改善普及事業職員設置に係る人件費分2,191万1,292円のほか、経営改善、指導、商工カレンダー発行事業、まちおこし、地域振興事業に充てられている。

⑤、今後の振興策。

本町の商工振興は、これまで商工会をはじめ各加盟店、各種協同組合等がさまざまな販売促進活動を展開し、中心市街地の活性化に取り組んできたが、廃業、撤退などの空き店舗が増加し、弱体化にあるのが現状である。

昨年スタートした起業家への支援策は、意欲の創出、喚起、雇用の促進など商店街の活性化に一定の成果が見られるようになり、引き続き支援が必要である。

商工業者の共同事業の推進、地域循環型事業の展開と地元購買力向上のための活動支援は欠かすことができない。

委員からは「プレミアム商品券の販売開始時期を年金支給月に行ってほしいとの要望が聞かれる」などの質疑があった。これに対し町からは「販売開始時期について、事業主体の商工会にも意向を伝えたい」とのことであった。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第7 行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 第3回広尾町議会定例会、ご参集いただきましてありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の人事異動についてであります。

7月1日付で人事異動を行いましたので、報告をいたします。

異動件数は46件であります。昇格者は、課長補佐職から課長職へ2人、係長職から課長補佐職へ11人、係から係長職へ4人あります。新規採用職員は看護師が1人あります。

次に、職員数であります。平成28年7月1日現在202人であり、本年4月1日の職員数と比較して1人の減となっております。役職別では医師4人、課長職19人、補佐職21人、係長職47人、係110人、準職員1人あります。異動後の機構につきましては、資料の1ページから2ページの機構図のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、台風7号、台風10号に係る被害の状況についてであります。

大型の台風7号が8月17日、東北地方を北上しながら北海道に上陸したことにより、本町では雨

と風が非常に強い状態が続き、17日午後6時4分には最大瞬間風速29.7メートル、時間当たり37ミリの降水量を記録しました。

また、強風による倒木が原因で17日午後6時に豊似、野塚、茂寄地区が停電となり、完全復旧は18日午後6時でありました。町では午後3時に災害対策本部を設置し、消防、消防団などの関係機関へ協力要請するなど、町民への対応を行ったところであります。また、8月30日にも大型の台風10号が岩手県に上陸後、北海道に接近したことにより、日高山脈沿いで総降水量300ミリを超える猛烈な雨となりました。

この雨による影響で河川が増水し、豊似、野塚、楽古地区において取水口が埋没し、水道の濁りが発生をいたしました。町では、引き続き関係機関へ協力要請し、町民への対応を行ったところであります。

幸いこれら台風による人的な被害はありませんでしたが、河川が増水に伴う道路の決壊、多数の流木による漁業被害、港湾関連施設の破損、牛舎、農地への浸水、強風による倒木、一般住宅の屋根、車庫、物置並びに公共施設に大きな被害があったところであります。これらの台風による9月1日現在の被害状況をまとめたので、報告をさせていただきます。

お手元の行政報告資料3ページをお開き願います。

まず、人的被害はなかったところであります。

一般家屋等につきましては、それぞれ屋根・壁・窓などの破損など、合計16件の被害があったところであります。

それから、町施設の関係についてであります。消防の関係では、音調津の分団庁舎の被害があったところであります。また、教員住宅については職員の対応をしているところであります。小計で103万5,297円の被害であります。

次のページをお願いいたします。

土木関係であります。

まず、建設課関係であります。主な大きなところだけ説明をさせていただきます。

まず、東広尾川であります。河川が増水によりまして、河川内にある堤防の決壊が発生いたしまして、道路の路面近くまで水位が上がったところでありまして、1,302万2,000円であります。さらに現在調査中であります。

1つ飛んでいただきまして、町道協成線道路であります。ラッコベツ8線のところでありますが、河川が増水によりまして道路が170メートルにわたり決壊をしたものであります。7,453万6,000円でありまして、この箇所につきましては、今、公共災害に申請を予定しているところであります。

1つ飛んでいただきまして、楽古明渠でありまして、増水により明渠が崩壊をしたところでありまして、277万6,000円の被害であります。

港湾課の主なものについて説明をいたします。主なものは港湾の港内の流木、それから港外、港湾海岸というところがありますけれども、広尾川と楽古川のところの流木が多数よったところによる処理費で被害額として計上しております。

水産商工関係では、広尾の沖合に流木が流出しておりまして、その処理費244万800円を被害金額

で計上しております。

合計で1億349万9,800円になるところであります。

林業関係であります。林業につきましては、13か所においてそれぞれ倒木の被害があったところでありまして、被害金額につきましては、現在調査中であります。

次のページをお願いいたします。

衛生関係であります。上下水道関係でありまして、特に水道の関係であります。豊似浄水場、それから豊似第2配水池、野塚浄水場、楽古浄水場、音調津浄水場、中広尾配水池、これにおきましては取水口が埋没をしてそれぞれ被害があったところでありまして、今現在、水が引き次第それぞれの取水口を調査し、被害額が確定をるところでありまして、現在調査中が主なものであります。

7ページであります。住民課の被害につきましては、それぞれの施設が被災をしたところでございます。

商工関係におきましては、大丸山森林公園の倒木があったところでありまして、13万3,000円の被害金額であります。

公立文教施設につきましては、それぞれ学校において被害がありましたけれども、職員が対応したところでありまして。

8ページをお願いいたします。

社会教育関係であります。まず主なものはそれぞれのパークゴルフ場が大きな被害があったところでありまして、特にシーサイドパークゴルフ場の倒木の被害が大きかったところでありまして。合わせまして437万3,130円の被害金額となったところでありまして。

社会福祉関係でありますけれども、寿の家のところの倒木がありまして、これは職員の対応であります。

その他におきまして、企画課におきましてビタタヌンケ地区の送電設備に被害があつて10万3,809円となったところでありまして。

町の関係合計いたしますと1億1,475万4,812円となったところでありまして。

町施設以外のその他施設等の関係であります。

まず、農業関係の被害であります。これは農協の調査によるところでありますけれども、それぞれ表のとおり住宅からデントコーンの倒伏まであわせまして大きな被害があったところでありまして、被害金額についてはまだ農協のほうから報告がないところでありまして。

次、10ページをお願いいたします。

港湾関係の施設の被害でありまして、それぞれ事業所で被害があったところでありまして、大きなところは倉庫の破損、それからサイロの破損が主なものでありまして、まだ一部調査中のところがありまして、現段階では988万円の被害金額となっております。

商工関係につきましては、それぞれの事業所で屋根の破損があったところでありまして、調査中含めまして1,000万円の被害金額となっております。

水産関係につきましては、それぞれ事業所の倉庫、それからさけます増養殖施設、広尾川のウラ

イの破損がありまして、それは調査中でありまして、合わせて50万円の被害であります。

その他施設関係、合計いたしますと2,038万円になるところであります。

町の施設を含めると、現段階でありますけれども、1億3,513万4,812円の被害総額になっているところでもあります。

被害に遭われました町民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、対応にご協力をいただきました関係機関の皆様には、心より御礼を申し上げます。これらの被害全体において、速やかに復旧対応を図ってまいるところでございます。

続きまして、3点目の平成28年度普通交付税の決定についてであります。

平成28年度の普通交付税額が7月26日に決定しましたので、その概要について説明いたします。行政報告資料の12ページであります。

一番最後のページであります。中段の太枠のところをごらんいただきたいと思います。

本年度の普通交付税額は33億8,575万5,000円です。当初交付決定額で前年度と比較しますと、交付額で1億6,125万2,000円の減、率で4.5%の減となりまして、地方財政計画上の減少率0.3%ですが、これを4.2ポイント上回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の28年度発行可能額は1億8,581万2,000円、24.2%の減となっております。

なお、平成28年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計では35億7,156万7,000円となり、前年度の当初の合計額と比較いたしますと、金額で2億2,053万5,000円、率で5.8%の減となりました。

減額要因の主なものは、本年度の算定から平成27年国勢調査人口が基礎となったこと、並びに歳出特別枠の地域経済基盤強化・雇用等対策費の見直しに伴う地域経済・雇用対策費及び公債費の減に伴う基準財政需要額が減少となったこととあります。また、平成28年度は地方財政計画に計上された重点課題対応分として、自治体情報システム構造改革推進事業などが創設をされたところでもあります。

一方、基準財政収入額は、地方消費税交付金及び軽自動車税の標準税率の引き上げに伴い増額することとなり、全体として地方財政計画を上回る減少率となったところでもあります。

また、平成28年度の当初予算につきましては、普通交付税33億2,000万円、臨時財政対策債2億600万円、合計35億2,600万円計上しておりますが、算定の結果、4,556万7,000円の追加補正となったところでもあります。

4点目の全国消防操法大会についてであります。

7月15日に北海道消防学校で開催されました北海道消防操法訓練大会において広尾町消防団が小型ポンプ操法の部で優勝いたしましたので、報告いたします。

広尾町消防団は、十勝管内19市町村の代表として出場し、全道各振興局から選抜された代表14消防団が日ごろの訓練で培った消防操法技術を競い合ったものでございます。この大会は火災現場に見立てたコース内で、可搬式消防ポンプを使いホース3本を延長し、放水で標的を倒すまでの所要時間と隊員の規律、節度、安全性などを総合的に審査する訓練です。全道優勝に伴い、10月14日に長野県長野市のオリンピックスタジアム会場にて開催される第25回全国消防操法大会に、北海道代表として出場することが決定しております。

今後もさらなる技術向上を図り、好成績を残せるよう、訓練に励み、引き続き消防団の活動を支援し、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、5点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名は、野塚8線道路改良舗装工事であります。

契約の相手方は、広尾町字野塚764番地、株式会社ホリタ、代表取締役堀田豊であります。

契約額は、3,000万2,400円であります。

工期は、平成28年6月28日から平成28年9月30日までであります。

工事の概要であります。施工場所は字野塚8線道路の改良舗装延長が195.25メートル、路盤工、舗装工、排水工一式であります。

指名業者の内容であります。アカイシ建設株式会社、有限会社田中建設、株式会社ホリタ、株式会社三浦建設の4業者をもって入札を行い、落札率は97.2%であります。

次に、工事名は、広尾中学校外構工事であります。

契約の相手方は、広尾町丸山通北7丁目3の2、有限会社田中建設、代表取締役田中久であります。

契約額は3,132万円でありまして、工期は平成28年8月17日から平成28年11月15日までであります。

工事の概要であります。施工場所は並木通東1丁目であります。広尾中学校の外構工事でありまして、駐車場通路造成、テニスコート2面造成ほかであります。

指名業者の状況であります。アカイシ建設株式会社、有限会社田中建設、株式会社ホリタ、株式会社三浦建設の4業者をもって入札を行いまして、落札率は97.6%であります。

次に、工事名、音調津大橋補修工事であります。

契約の相手方は、広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組、取締役社長畑下茂であります。

契約額は、4,071万6,000円であります。

工期は、平成28年9月6日から平成29年1月16日までであります。

工事の概要であります。施工場所については字音調津であります。工事の内容は、橋台、橋脚の耐震補強であります。

指名業者等の状況であります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札をし、落札率は98%であります。

次に、4点目の人工造林（特殊地拵）事業その1であります。

契約の相手方は、広尾町西2条6丁目16、広尾町森林組合、代表理事組合長久保善久であります。

契約額は、4,333万9,000円であります。

工期は、平成28年7月4日から平成28年12月20日までであります。

施工場所につきましては、野塚1号の6線から8線までの間の町有林であります。内容につきましては、風倒木の整理であります。

指名業者の状況であります。広尾町森林組合、株式会社ホリタの2業者をもって見積もり合わせ

を行い、落札率は95%であります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は、12日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告を願います。

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

#### ◎日程第8 報告第7号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第7号 継続費の精算報告書についての報告を行います。  
村瀬町長。

1、町長（村瀬） 報告第7号 継続費の精算報告書についてであります。

平成27年度をもって継続年度が終了した広尾町一般会計の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をするものです。

次のページをお願いいたします。

別紙の平成27年度広尾町一般会計継続費精算報告書であります。

7款5項、事業名は公営住宅整備事業であります。全体計画に対します実績及び比較の年割額、財源内訳は、おのおの記載のとおりであります。

以上で、報告を終わりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第7号 継続費の精算報告書についての報告を終わります。

#### ◎日程第9 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第8号 専決処分の報告についての報告を行います。  
村瀬町長。

1、町長（村瀬） 報告第8号 専決処分の報告についてであります。  
議案書3ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

平成27年災第6号防波堤災害復旧工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、平成28年7月25日であります。

理由であります。被災した防波堤から倒壊した石かご及び再設置時に支障となる石かごを撤去し、中詰め材を流用する予定でありましたが、撤去する際に被害のない防波堤の既設本体に支障を及ぼすおそれがある石かごがあったことから、当該石かごの撤去・製作の設計変更をし、また、参考明示した作業船舶の規格と異なる船舶を回航したため、回航費の変更により、請負金額を変更する必要が生じたためであります。

工事名は、平成27年災第6号防波堤災害復旧工事であります。

契約額は、変更前は8,272万8,000円でありまして、変更後が8,058万9,600円となるものであります。

契約の相手方は、変更ないところであります。

以上で、報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。

#### ◎日程第10 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、別紙のとおり報告をするものであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、報告第9号につきましてご説明をいたします。

初めに、お手元の関係資料の確認をお願いいたします。少し薄手のつづりでありまして、別紙の平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書であります。それから、監査委員

さんより平成27年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書、そして広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書の2冊であります。これがかかわります関係資料となりますので、ご確認をお願いいたします。

初めに、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書であります。

中段の米印、健全化判断比率の概要でありますけれども、判断項目といたしまして、実質赤字比率から将来負担比率まで4つの指標でありまして、それぞれの判断比率は標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断基準の関係でありますけれども、これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力によります財政健全化計画を定めることとなります。

また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導によります財政再生計画を定めなければならないこととなります。

(1)の総括表であります。

27年度決算における本町の健全化判断比率の状況であります。

実質赤字比率については一般会計の実質収支が赤字の場合に、連結実質赤字比率については全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されます。いずれも黒字決算となったことから、比率の表示はありません。

次の実質公債費比率につきましては7.9%、将来負担比率は一般会計の借入金や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な債務の残高等を対象としておりまして、27年度決算は105.1%となっております。いずれも、早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、詳細な計算式につきましては、2ページから5ページに記載のとおりでありますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、6ページをお願いいたします。

平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書でありまして、公営企業会計等に係る資金不足比率の状況をお示しするものであります。本町におきましては、公営企業法適用企業として企業会計の国民健康保険病院事業会計、水道事業会計の2つの会計があります。また、法非適用企業として港湾管理特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計の3つの特別会計が対象となっております。27年度決算は、いずれも資金不足の状況になる会計はありませんでした。

なお、詳細につきましては、法適用企業につきましては7ページ、法非適用企業につきましては8ページに記載してあるとおりであります。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、決算に基づく健全化判断比率に対する監査委員さんからの意見書であります。

平成27年度広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書の2ページをお開きいただきたいと思います。

5番、審査の結果の(1)、総合意見であります。審査に付された次の健全化判断比率及びその

算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。以上の意見をいただいたところであります。

次に、資金不足比率審査に対する監査委員さんの意見書であります。広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書をお開きいただきたいと思います。

一番下の5番、審査の結果であります。審査に付された平成27年度各公営企業会計決算に基づく、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各公営企業会計決算において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認した。以上の意見をいただいたところであります。

以上で、報告第9号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

#### ◎日程第11 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第11、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

笹原教育長。

1、教育長（笹原） 報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき報告をさせていただきます。

お手元の点検及び評価報告書の1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、総合教育会議の開催状況についてであります。

平成27年4月1日付で改正地方教育行政法の施行に伴い、広尾町総合教育会議を設置し、8月17日に第1回の会議を開催しております。議題につきましては、広尾町の教育の振興に関する大綱についてなど、3件でございます。

次に、2ページから4ページまででございます。

教育委員会会議の開催状況についてであります。平成27年度は持ち回りを含め10回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載しておりますとおりでございます。

続きまして、5ページから9ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、平成27年度における教育委員の主な活動状況を載せてございます。各種会議のほか学校行事、各種団体等の行事にも出席をし、幅広く父兄や地域の皆様のご意見を伺ってございます。

次に、10ページでございます。

教育委員会に設置をしている主な審議機関等の開催状況についてでございます。

次の11ページでございますけれども、ここでは平成27年度の教育費に係る予算と決算の状況を載

せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は98.5%となっております。

次の12ページからです。

教育委員会の事務事業の執行状況等について掲載しておりますが、まず平成27年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、幼稚園教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の項目ごとに整理をしてございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。

この22ページからは学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校等施設の耐震状況について、また、29ページから39ページまでになりますけれども、ここでは、文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、次の35ページと36ページにかけましては、平成27年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載してございます。

なお、これらの事項につきましては、広尾町まちづくり推進計画委員会委員長、秋月直志氏並びに広尾町町内会女性部連絡協議会会長、道端千昌氏のお二人からのご意見をいただいております、その内容を37ページから38ページに記載をさせていただいております。

以上、簡単でございますけれども、報告第10号についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

それでは、再開をします。

◎日程第12 承認第8号～日程第13 承認第9号

1、議長（堀田） 日程第12、承認第8号 専決処分の承認を求めるとについてと日程第13、承認第9号 専決処分の承認を求めるとについての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、承認第8号から承認第9号までの専決処分を求めるとについて、一括提案説明を申し上げます。

まず最初に、承認第8号であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

次のページであります。専決処分書であります。

平成28年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

専決処分の理由であります。平成28年8月17日の台風7号により被害を受けた町有施設の災害復旧について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年8月17日であります。

9ページの平成28年度広尾町一般会計補正予算（第5号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,716万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億1,681万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入歳出であります。

お手元の一般会計の事項別明細書（第5号）で説明をさせていただきます。

それでは、3ページの歳入であります。

19款5項雑入1,716万4,000円の追加であります。北海道市町村備荒資金組合から超過納付金の還付を受け、今回の補正の財源としたいとするものであります。

次のページの4ページであります。

4款1項1目の保健衛生総務費であります。28節の繰出金でありますけれども、簡易水道事業特別会計の災害復旧に伴う繰出金であります。156万3,000円の補正であります。

次に、5ページであります。

10款2項1目の公共土木施設災害復旧費、13節の委託料でありますけれども、28年8月台風の災害協成線道路調査設計委託の追加であります。また、美幌川倒木撤去委託料7万円の追加で、合わせて460万6,000円の追加であります。15節が工事請負費であります。東広尾川河川復旧工事で502万2,000円あります。次の2目の港湾施設災害復旧費、13節委託料であります。243万1,000円あります。港内流木除去委託料並びに港湾海岸流木除去委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

10款3項1目の衛生施設災害復旧費であります。11節の需用費9万円は、ごみステーションの修繕料であります。13節の委託料31万3,000円は、公園内の倒木等処分委託料であります。

7ページ、10款4項の2目観光施設災害復旧費であります。13節委託料13万3,000円は大丸山森林公園の倒木の処理委託料であります。

8ページであります。

10款5項3目の保健体育施設災害復旧費、委託料290万2,000円あります。町内3か所のパーク

ゴルフ場内の倒木等処分委託料であります。

次のページの10款6項1目のその他公共施設災害復旧費でありまして、15節の工事請負費10万4,000円はビタタヌンケ地区の送電設備補修工事であります。

お手元にございますけれども、議案資料1ページに今の一覧表を掲載させていただいております。それから、議案資料の2ページから3ページに、それぞれの工事場所の位置図をお示ししているところであります。

以上が、承認第8号の関係であります。

それから、議案書に戻っていただきまして、議案書の12ページであります。

承認第9号であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

次のページをお願いいたします。専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

専決処分の理由であります。平成28年8月17日の台風7号により被害を受けた簡易水道施設の災害復旧について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年8月17日であります。

14ページの平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,374万4,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

4款1項簡易水道施設災害復旧費156万3,000円の計上であります。浄水場の水源地取水口等復旧費及び楽古浄水場護岸復旧費用の計上であります。

議案資料につきましては、4ページにそれぞれ添付をしているところあります。

以上で、承認第8号、承認第9号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第8号 専決処分の承認を求めることについてと承認第9号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第8号と承認第9号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本件2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は討論を省略します。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについてと承認第9号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括採決します。

お諮りします。本件2件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は、承認することに決しました。

#### ◎日程第14 認定第1号～日程第24 認定第11号

1、議長(堀田) 日程第14、認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの11件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長(村瀬) それでは、認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によって、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、議案書25ページであります。認定第9号の平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてと議案書の26ページの認定第10号 平成27年度広尾町水道事業会計決算認定についての2件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によって、決算について別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、認定第11号の平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、本案は、本町を拠点とした南十勝消防事務組合が平成28年3月31日をもって一部事務組合を解散したため、同組合の平成27年度決算を地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、広尾町を含む旧構成町村並びに新組合において、それぞれ監査委員の審査を経て議会の認定に付するものであります。な

お、この決算は現行法の規定により解散の日をもって打ち切り決算となったものであります。

認定1号から認定第11号までの各会計の決算認定につきまして、認定方よろしくお願ひ申し上げます。

それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より補足説明をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、順次ご説明をいたします。

初めに、お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、厚手の平成27年度広尾町各会計別決算書、それから横書きのものでありますけれども、平成27年度の決算に係る主要な施策等説明資料、それから広尾町国民健康保険病院事業会計決算書が1冊、それから広尾町水道事業会計決算書が1冊でございます。それから、監査委員さんより決算審査意見書が一般会計及び特別会計分、それから企業会計分も合わせまして2冊ございます。以上の資料が決算書にかかわる資料でございますので、それに基づきましてご説明いたします。

最初に、厚い決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成27年度の会計別決算の総括表であります。

まず、一番上になりますけれども、一般会計の決算の関係でございます。

予算現額115億8,121万7,000円に対しまして、歳入決算額106億5,505万4,350円、歳出決算額104億5,397万7,541円であります。差し引き額2億107万6,809円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は98.1%であります。

また、繰越事業費、繰越財源につきましては154万円でありまして、この関係につきましては、情報セキュリティ強化対策事業、公共土木施設災害復旧事業等の繰越明許のうち、一般財源をここで示しているものでございます。

したがいまして、差し引き残額につきましては、1億9,953万6,809円になるところでございます。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計であります。予算現額1億5,345万6,000円に対しまして、歳入決算額1億5,358万7,400円、歳出決算額1億5,245万9,823円、差し引き112万7,577円、執行率は99.3%であります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。予算現額6,590万9,000円に対しまして、歳入決算額6,643万9,248円、歳出決算額6,519万8,200円、差し引き残額124万1,048円、執行率98.1%であります。

次に、下水道事業特別会計であります。予算現額4億6,542万1,000円に対しまして、歳入決算額4億6,689万6,702円、歳出決算額4億6,468万6,918円、差し引き残額220万9,784円、執行率99.5%であります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計であります。予算現額12億9,179万9,000円に対しまして、歳入決算額12億8,211万9,788円、歳出決算額が12億7,727万2,518円、差し引き残額484万7,270円、

執行率99.6%であります。

次に、介護保険特別会計であります。予算現額6億7,922万3,000円に対しまして、歳入決算額6億6,578万7,364円、歳出決算額6億4,916万1,572円、差し引き残額1,662万5,792円、執行率97.5%であります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算現額2億6,137万3,000円に対しまして、歳入決算額2億5,657万8,654円、歳出決算額2億5,653万490円、差し引き残額4万8,164円、執行率100%であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算現額1億266万9,000円に対しまして、歳入決算額1億210万3,905円、歳出決算額1億173万8,785円、差し引き残額36万5,120円、執行率99.6%であります。

次に、平成27年度決算に係る主要な施策の説明資料、横書きのものでございます。こちらをご用意いただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

主要な施策報告書であります。

第1表、平成27年度各会計別決算概況の表の1から順次ご説明いたします。単位は1,000円あるいはパーセントであります。

1の一般会計決算状況についてであります。本表につきましては、平成27年度の決算におきます実質単年度収支を含めた決算状況を示しております。

歳入歳出差し引きの決算額につきましては、先ほどご説明したとおりでありまして、実質収支(E)欄、真ん中にありますけれども、(E)欄は1億9,953万7,000円となったものであります。

次に、単年度収支(F)欄でありますけれども、2,621万4,000円、積立金(G)欄及び積立金取り崩し額(I)欄は財政調整基金でありまして、積立額については2,019万5,000円であり、取り崩しはありませんでした。繰り上げ償還額(H)欄は平成27年度に行った港湾借換債の一部繰り上げ償還に充当した一般財源でありまして、2億5,000万円であります。結果、実質単年度収支(J)欄は、2億9,640万9,000円となったものであります。

次の欄であります。2の一般会計地方債残高及び財政指数状況等であります。

平成27年度の地方債の現在高であります。131億5,574万3,000円でありまして、前年度比18億2,766万3,000円の減少となりました。内訳は政府資金とその他でありまして、金額は記載のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

次の次年度以降債務負担行為額であります。2億2,642万9,000円で、前年度比8,130万5,000円の減少であります。

次に、実質公債費比率であります。平成27年度決算における本町の実質公債費比率は7.9%であります。前年度比1.3ポイント減少しております。

次の将来負担比率につきましては105.1%、前年度比6.3ポイントの減少であります。

次に、中ほどの表であります。

平成27年度の財政力指数であります。0.201であります。

次の経常収支比率については87.9%、前年度比0.2ポイント増加しております。

次に、税の徴収関係であります。全体では91.8%でありまして、0.2ポイントの減、現年度分につきましては、0.1ポイントの増加であります。経済不況の中にあるとは言いながら、公平課税の観点からも、今後とも徴収率の向上のため、さらに努力してまいりたいと考えているところであります。

次に、3番目の基金の状況であります。

平成27年度の全会計の合計積立金現在高は25億9,100万5,000円であります。その主な内訳であります。財政調整基金が6億8,394万9,000円、減債基金が7億5,255万4,000円、その他特目基金が11億1,304万3,000円となっております。次に、国民健康保険基金、介護保険給付費準備基金については、記載のとおりであります。

用品購入基金の現在高は800万円で、これを含めた合計額につきましては25億9,900万5,000円となっております。

備荒資金組合の納付金の関係であります。現在高が2億2,048万1,000円となっております。

それから、次の中段の4、各会計別決算状況であります。

各会計における決算の状況は、先ほどの説明により省略をさせていただき、地方債現在高についてのみ説明をさせていただきます。

表の一番右の欄で2段になっておりますが、上段が平成27年度末現在高であります。

港湾管理特別会計では、3億9,753万8,000円、前年度に比較し1,482万3,000円の減。

簡易水道事業特別会計では、2億3,216万6,000円で、1,492万3,000円の減。

下水道事業特別会計では、22億6,796万1,000円で、1億2,991万5,000円の減。

国民健康保険事業勘定特別会計では、960万円。

特別会計全体で、27年度末残高29億726万5,000円で、1億5,966万1,000円の減少であります。

次に、各特別会計への繰出金の決算状況であります。主な内容についてご説明いたします。

港湾管理特別会計につきましては、繰出金の支出はありませんでした。

簡易水道事業特別会計につきましては、普通建設事業費の減による繰出金の減。

下水道事業特別会計につきましては、歳入で繰越金の減による繰出金の増。

国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入で国庫支出金、療養給付費交付金等の減、歳出で共同事業拠出金の増による繰出金の増であります。

介護保険特別会計につきましては、歳出で保険給付費の減による繰出金の減。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入で介護給付費収入の減、歳出で人件費等の増により繰出金の増。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療保険料の減により繰出金の増加であります。

国民健康保険病院事業につきましては、企業債償還利子、臨時医師賃金等の減が主な要因であります。

水道事業につきましては、平成27年度末供用開始の浄水場電気・機械設備等工事に係る建設改良

費の3分の1を水道事業会計へ出資したものであります。

以上が、平成27年度一般会計及び各特別会計の決算概要でございます。

それでは次に、監査委員さんから決算書の意見書が提出されておりますので、平成27年度の一般会計及び特別会計の決算審査意見書、広尾町基金運用状況審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをお願いいたします。

5番の審査の結果であります。

平成27年度広尾町各会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務にかかわる事務は適正に執行されたものと認める。以上の意見を監査委員さんからいただいているところであります。

次に、12ページをお願いいたします。

平成27年度広尾町基金運用状況の審査意見書であります。

広尾町の各基金にかかわる関係でありまして、12ページの3、審査結果であります。

基金運用の計数は次表のとおりであり、基金の目的に沿って適正に運用されたものと認める。以上の意見を監査委員さんからいただいているところであります。

次に、認定第9号の病院関係であります。

多少薄手のものでありますけれども、広尾町国民健康保険病院事業会計決算書をお開きいただきたいと思っております。

14ページになります。

(1)の総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

本年度は、内科医3人、外科医1人の4人体制で入院・外来の診療に当たりました。

また、引き続き出張医の派遣による整形外科、循環器科、皮膚科、脳神経外科、精神科、計5科の専門外来実施や週1回の内科夜間診療を引き続き行い、受診者の利便性向上に努めたところであります。

本年度の患者総数につきましては、診療所が2か所に増えた影響や人口の減少並びに薬剤の長期投与などによる受診回数の減により4万7,100人と、前年度より4,344人、率にして8.4%の減少となりました。

内訳としては、入院患者数1万3,169人で前年度比1,854人(12.3%)の減、外来患者数3万3,931人で前年度比2,490人(6.8%)の減となったものであります。

本年度事業損益計算につきましては、収入総額7億9,354万1,805円と前年度比9,301万3,520円(10.5%)の減収であり、費用総額8億4,044万1,341円と前年度比3,773万7,207円(4.3%)の支出減となりまして、収支差額4,689万9,536円の損失決算となりました。

資本的収支においては、一般会計負担金8,413万3,129円、国庫補助金432万円、企業債6,680万円、道補助金216万円の収入をもって、企業債償還金7,938万9,213円、建設改良費7,802万3,916円に充てております。

次に、認定第10号の水道事業会計の決算の関係であります。

同じく、水道事業会計決算書の14ページをお願いいたします。

総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

平成27年度における水道事業は、給水戸数が前年度より16戸減の2,988戸、給水人口は5,861人となりました。有収水量は、給水戸数及び給水人口の減少などの影響から、1万3,742立方メートル減の58万8,355立方メートルとなりました。

収納率は、現年度分98.0%で前年度より0.3ポイントの増、過年度分73.0%で前年度比4.5ポイントの増、全体では97.2%と前年度比0.4ポイント増の実績でありまして、滞納額は前年度より82万6,980円減の308万1,560円となったところであります。

有収率は、漏水調査・修理及び既設老朽配水管の布設がえを行ったため、前年度比5.3ポイントの増の85.6%になりました。

建設改良につきましては、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の整備を行い、また、平成27年度末供用開始した浄水場機械・電気設備、場内配管工事を行いました。

経営状況は、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努めながら、収益的収支は税抜きで、水道事業収益1億3,000万6,831円に対し、水道事業費用1億826万8,341円で、差し引き2,173万8,490円の当年度純利益を上げることができました。

また、資本的収支につきましては、収入額4億9,894万8,000円に対し、支出額6億895万5,028円で、資本的収支不足額1億1,000万7,028円は、当年度分消費税資本的収支調整額3,251万9,582円、当年度損益勘定留保資金4,761万2,233円、減債積立金200万円、建設改良積立金2,787万5,213円で補填いたしました。

なお、当年度末処分利益剰余金のうち当年度純利益については、今後の企業債の償還及び建設改良に対処するため積立処分を行って決算をしたところであります。

また、前年度繰越利益剰余金については、議会の議決を経て自己資本金に組み入れたいとするものであります。

次に、両事業会計におけます監査委員さんからの意見書でございます。

平成27年度広尾町公営企業会計決算意見書であります。

これにつきましては、病院事業会計、水道事業会計の各会計に対する審査結果の意見であります。1ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の5番、審査の結果であります。

平成27年度広尾町各公営企業会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務にかかわる事務は適正に執行されたものと認めた。以上の意見を監査委員さんからいただいているところでございます。

次に、南十勝消防事務組合関係であります。

資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料でありますけれども、少し厚手の平成27年度一般会計決算書（打切り決算）と書いたものが1冊、それから横書きの平成27年度南十勝消防事務組合打切り決算に係る施策の成果報告（非常備分）と書いたものが1冊、次に平成27年度南十勝消防事務組合打切り決算参考資料というものが1冊、それから監査委員さんより平成27年度

南十勝消防事務組合一般会計決算審査意見書が1冊であります。資料の確認をお願いいたします。

それでは、決算書についてご説明いたします。

決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

決算書の1ページから2ページでありますけれども、一般会計の予算現額であります。11億6,571万6,000円に対しまして、歳入決算額11億6,449万8,882円、歳出決算額11億3,328万9,451円で、歳入歳出差引額3,120万9,431円、歳入に対する歳出決算額の執行率97.3%となったものでございます。

町長の提案理由にもありましたように、法律の規定により、一部事務組合の解散の日をもって会計が廃止され、出納整理期間の適用のない打ち切り決算となっております。当該収支には未収・未払い金が含まれるなど、通常年の決算状況とは異なるということでご理解をお願いしたいと思います。

次に、別冊の参考資料をお願いいたします。別冊の参考資料と書いたものでございます。

本決算に関しまして、解散に伴う事務手続における主な留意事項を3点についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、事務の承継についてでございます。資料は1ページから2ページになります。

組合を解散する場合において、事務承継の対象等について法律上の規定は特段ございませんので、地方自治法施行令第218条の2に規約で特別な定めをすることができると規定されております。組合解散に先立ちまして、議会の議決を経まして常備消防に関する事務はとちかち広域消防事務組合が承継すること、消防団に関する事務は各関係町村が承継することを規定した南十勝消防事務組合規約の変更を行ったところであります。当該規約規定を受けまして、打ち切り決算した結果は旧南十勝消防事務組合長から本町を含む各構成町村ととちかち広域消防事務組合に送付され、それぞれの町村において監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するというものであります。関係文書につきましては、34ページについておりますので、お目通しをいただきます。

2点目につきましては、財産処分についてでございます。

参考資料の4ページ目をお願いいたします。

財産処分につきましては、地方自治法第289条の規定により、各構成団体が事前協議の上、各議会の議決を経て行う法定協議によって処分の内容を決定しております。実際には平成27年12月の定例町議会で議決を賜り、財産全てについて各持ち分である負担実績に応じて帰属先を定めたもので、これに基づき清算を行い、平成28年4月1日付で帰属を図ったものであります。6ページから11ページまでがおおのこの項目における帰属先でありますので、お目通しをいただきたいと思います。

3点目といたしまして、その他といたしまして、清算の結果等についてであります。12ページから18ページまでにつきましては、1点目で申し上げました規約の特別規定に基づき決算剰余金の清算に係る経費仕分けの方法を定めたものであります。当該結果は、19ページから22ページまでの文書のとおり、各協議書等に基づき587万8,301円が平成28年度本町への承継額となりまして、解散による収支打ち切り後の予算に対する未収金、未払い金につきましては、平成28年度本町一般会計予算により報告をいたすものであります。なお、総括的な事務の引き継ぎにつきましては、23ページ

以降の事務引き継ぎ書において処理をしております。

また、本町につけられました消防団事務につきましては、別冊の施策の成果報告書に整理しておりますので、後ほどごらんをいただければと思います。

最後に、本決算において監査委員さんから内容の審査をいただきまして、お手元にあります審査意見書をいただいております。

審査意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

南十勝消防事務組合一般会計決算審査意見書の1ページ目、一番下の第4、審査の結果であります。

審査に付された決算書等の諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算の執行状況においても適正であると認めた。以上の意見をいただいているところであります。

以上で、認定第1号から認定第11号まで補足説明を終わらせていただきます。

各会計におきます各事業につきまして、一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであります。改めて厚くお礼と感謝の意をあらわす次第でございます。重ねまして、認定方どうぞよろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件11件は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、本委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件11件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

昼食のため、休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

ここで、本委員会の正副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります渡辺富久馬議員に臨時委員長をお願いします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後 1時00分 休憩

午後 1時04分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には旗手恵子議員、副委員長には小田<sup>おだ</sup>雅二議員が選任されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第25 同意第3号

1、議長（堀田） 日程第25、同意第3号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 同意第3号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、教育委員であります中村孝夫氏が本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

中村氏は、昭和11年のお生まれで、現在、町内の株式会社ホリタにおいて代表取締役専務を務めておられます。中村氏には平成6年から教育委員をお願いしておりますが、温厚な人柄と豊富な識見をお持ちで、社会教育、スポーツをはじめ広く教育行政に精通されていることから、教育委員に適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第3号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、10人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、北藤利通議員、9番、小田<sup>こだ</sup>英勝議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番、浜野隆議員、2番、萬亀山ちず子議員、3番、北藤利通議員、4番、前崎茂議員、5番、志村國昭議員、6番、山谷照夫議員、8番、渡辺富久馬議員、9番、小田英勝<sup>こだ</sup>議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

以上です。

(投票)

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。北藤利通議員、小田英勝<sup>こだ</sup>議員、開票の立ち会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数10票。そのうち賛成10票、反対ゼロ票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎日程第26 同意第4号

1、議長（堀田） 日程第26、同意第4号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 同意第4号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、保護者という立場からの教育委員であります近藤史和氏が本年9月30日をもって任期満了となります。近藤氏には平成20年10月から8年間にわたり教育委員としてご尽力をいただきました。この場をおかりして、厚くお礼を申し上げます。

つきましては、後任として石山拓氏を新たに教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

石山氏は、昭和44年のお生まれで、現在は本町丸山通北2丁目において株式会社石山商店を経営しておられます。石山氏は、小学生のお子さんの保護者として小学校のPTA活動にも深くかかわっていることに加え、町内のまちづくり団体であるひろお未来プロジェクトの代表を務めるなど、明るい人柄と豊かな教養に加え、教育からまちづくりに至るまですぐれた識見を有していることから、教育委員に適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第4号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、10人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、萬亀山ちず子議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会

議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番、浜野隆議員、2番、萬亀山ちず子議員、3番、北藤利通議員、4番、前崎茂議員、5番、志村國昭議員、6番、山谷照夫議員、8番、渡辺富久馬議員、9番、小田<sup>こた</sup>英勝議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。萬亀山ちず子議員、渡辺富久馬議員、開票の立ち会いを願います。

（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数10票。そのうち賛成10票、反対ゼロ票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

#### ◎日程第27 同意第5号

1、議長（堀田） 日程第27、同意第5号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 同意第5号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員であります山川揚大氏が本年10月3日をもって任期満了となるため、同氏を引き続き同委員として再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

山川氏は、昭和38年のお生まれで、平成10年、司法書士の登録をなされ、現在、本通3丁目において司法書士事務所を経営されております。山川氏には平成13年から固定資産評価審査委員会委員をお願いし、現在に至っております。固定資産全般にわたって精通されており、委員に適任である

と考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第5号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、10人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、山谷照夫議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 議席番号と氏名を申し上げます。

1番、浜野隆議員、2番、萬亀山ちず子議員、3番、北藤利通議員、4番、前崎茂議員、5番、志村國昭議員、6番、山谷照夫議員、8番、渡辺富久馬議員、9番、小田英勝<sup>こだ</sup>議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

以上です。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。山谷照夫議員、旗手恵子議員、開票の立ち会いを願います。

（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数10票。そのうち賛成10票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎日程第28 議案第77号

1、議長（堀田） 日程第28、議案第77号 平成27年度広尾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第77号 平成27年度広尾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

本案は、建設改良費に充てるため使用した積立金について地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て自己資本に組み入れたいとするものであります。

詳細については、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 平成27年度広尾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について補足説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお開き願います。

資料は、水道事業会計決算書の剰余金処分計算書を抜粋したものとなっております。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項で「条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。」とされているところであります。

表の当年度末残高の項目の一番右側に記載の金額5,161万3,703円が平成27年度決算における未処分利益剰余金の額となっております。その下にマイナスで記載している金額が剰余金の処分の内

訳となっております。

本議案は、この未処分利益剰余金のうち、議会の議決による組み入れ額の2,987万5,213円につきまして自己資本金に組み入れとする処分を行いたいとするものであります。

制度改正によりまして、建設改良費に使用した積立金相当額を一旦未処分利益剰余金に整理し、改めて処分を行うこととなったものです。

議案資料の処分計算書の中段から下側に記載の条例による処分額につきましては、平成27年度の純利益分の2,173万8,490円を水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づきまして、減債積立金と建設改良積立金にそれぞれ記載の金額で積立処分を行ったものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第77号 平成27年度広尾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第29 議案第78号

1、議長（堀田） 日程第29、議案第78号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第78号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

事業名は、障がい者福祉システム購入事業であります。

取得財産は、システム及び業務機器等一式であります。

取得目的は、障がい者福祉システム更新整備であります。

取得価格は、1,047万6,000円であります。

契約の相手方は、釧路市春採8丁目2番10号、株式会社エイチ・シー・シー、代表取締役藤野博昭であります。

予定工期であります。本議案の議決後、平成29年1月31日までとするものであります。

更新業者の指名業者の選定に当たりましては、今後予定されているマイナンバーを介した国との情報関連業務や既存データと住基・税務情報との確実な連携を短期間で行う必要があります。また、サーバーについては既存のサーバーの中に仮想サーバーを構築し、全体的なコストの削減を行いたいと考え、株式会社エイチ・シー・シーと契約をするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第78号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第30 議案第79号

1、議長（堀田） 日程第30、議案第79号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第79号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、関連する条文を改正するものであります。

主な改正内容であります。1点目は法人及び個人町民税の延滞金計算の改正、2点目は法人町民税の税率の改正、3点目は軽自動車税の制度改正であります。そのほか個人町民税の医療費控除

の特例創設など、法律改正に合わせた関係条文の整備が主なものであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） それでは、議案第79号、広尾町税条例等の一部改正について補足説明をさせていただきます。

説明につきましては、お配りしております第3回広尾町議会定例会議案資料のほうで説明をさせていただきます。

ページのほうは、6ページから13ページの広尾町税条例等の一部改正の概要で説明させていただきます。

なお、新旧対照表は14ページから38ページまででありますけれども、この6ページからの一部改正の概要で説明いたします改正項目に沿って条文の追加等行ったものでありますので、説明は新旧対照表については省略させていただきます。いずれも地方税法等法律の改正に伴う条例改正であります。

それでは、議案資料の6ページから順次説明いたします。

ページの左側中ほどのやや上に、主な改正の内容（第1条関係）と見出しをつけております。その下から表にしております。表の最上段のほうに見出しをつけておまして、左端に改正項目と記しております。この改正項目の順番に沿ってご説明を申し上げます。

まず、改正項目の1、期限後に納付し、又は納付する税金又は納入金に係る延滞金であります。これにつきましては、法人の町民税で申告期限後に修正申告等があったときに、延滞金の計算期間から一定の期間を控除するとされたことに伴う所要の規定の整備であります。これにつきましては、恐れ入りますが、次の7ページもごらんください。7ページの先頭に改正項目4、それから改正項目5とありまして、それぞれ法人の町民税の申告納付、それからその下は法人の町民税に係る不足税額の納付の手續とありまして、これにつきましても、同一内容に基づく改正となっております。

前後して済みません。6ページに戻っていただきたいと思えます。

6ページの一番下、改正項目の3、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収でございます。これにつきましても、改正項目、今ご説明申し上げた1と4と5と同様の理由による改正でございます。こちらは、ただし個人の町民税の所得割についての規定でございます。

6ページのまま、その上のほうに参ります。前後して申しわけありません。

6ページの改正項目の2のほうです。真ん中の段になります。法人税割の税率でございます。これにつきましては、法人町民税の法人税割の税率が引き下げられることに伴う規定の整備であります。現行は100分の12.1でございますけれども、これを改正後は100分の8.4とする案でございます。

それでは、再び7ページのほうお願い申し上げます。

7ページの中ほどよりやや上に、改正項目6、軽自動車税の納税義務者等とございます。ここからずっと続きまして、9ページの改正項目22まで、改正項目22は原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等とございます。ここまでと、それから1つ枠飛びまして、10ページの改正項目24、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、また一番下まで飛びまして、改正項目29、軽自動車税の種別割の税率の特例まで、それからさらに全部関連いたしますので、済みません、さらに次の11ページの主な改正の内容の第2条関係とあるところの改正項目30、平成26年改正条例附則第6条（軽自動車税に関する経過措置）まででございます。これ全部関連いたしますので、まとめてご説明させていただきます。これは軽自動車税のこれまでの税体系を国において見直すということで地方税法の改正等がなされたものでございます。軽自動車の取得時点で燃費性能に応じた環境性能割という名称の税を創設するというものであります。それから、これまでの軽自動車税につきましては、軽自動車税の種別割という名称に変えるという改正でございます。これに伴う改正でありますけれども、もう少しこれについて突っ込んで説明させていただきます。

資料の12ページのほうをごらんください。何度も飛んで申しわけありません。

12ページのほうに別紙資料として、やや詳しい資料をつけさせていただきました。まずは12ページの別紙資料、1として、改正項目28関係と括弧とじをしておりますけれども、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について一応説明する形になっておりますけれども、全体の説明にも通じるようになっております。これ、先ほど申し上げましたが、軽自動車を取得したときに現在は道税の自動車取得税を課税されているわけでありまして、これが今度町の税として環境性能割という名称で創設となります。このページの下のほうに表を2つつけてございますけれども、左側の表にあるように環境性能割という名前の取得時の税金でございますけれども、これがこのような形で環境性能ですとか、燃費性能に応じて税率を設定してかけられるというものでありますけれども、今回はさらにこの導入とともに軽減措置もとられまして、矢印で右側に引っ張られてお示ししているように、当分の間はここにお示ししているように、最高でも2%の税率ということで課税をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、道税から町税となる形でございますけれども、附則のほうで、これは申告納付でございますけれども、徴収につきましては今までどおり北海道が行って町のほうからその手数料としての交付金を道にお支払いするという形になります。先ほど申し上げましたとおり、現行の軽自動車税は軽自動車税の種別割という名称に改正となります。

次の13ページをごらんください。

13ページのほうにその関係の資料もつけさせていただきました。これはただいま申し上げた軽自動車税が種別割となった後も引き続き適用される表でございます。これにつきましては、平成28年度になったときに軽自動車税で環境に配慮した「グリーン化特例」という特例で環境に優しい車につきましては、税金を軽減するというでこのような表になってございます。これは以前の議会でもお示ししているとおりでございます。一定の排出ガス基準や燃費基準に応じて、このような税率となっているものであります。これが平成28年度に引き続き29年度も軽減されるという税改正の内容になってございます。

それでは、ちょっとまたページ戻っていただきまして、軽自動車税の関係はこの辺で締めて、9ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

9ページが一番下の段でございますけれども、改正項目23、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございます。これは、医療費控除の中で適切な健康管理のもとで医療用の医薬品についても転用されたものについては医療費控除を認めようということで、若干説明の欄に書かれておりますけれども、スイッチO T C医薬品という名称の医薬品についても医療費控除を認めますよという改正でございます。これは町民税でも適用するものでございます。

続いて、1ページ飛びまして、11ページのほうをごらんいただきたいと思います。

11ページには、下段のほう、主な改正の内容（第3条関係）として改正項目31、平成27年改正条例附則第4条（町たばこ税に関する経過措置）となっております。これにつきましては、平成27年の12月定例会において改正した、たばこ税に係る経過措置の一部改正であります。これは参照条項の修正が確定したことによりまして、規定を整備するものでございます。

最後に、本改正条例の附則についてご説明申し上げます。附則につきましては、議案の改正条例の最後尾のほうに45ページのほうから始まって、附則がついてございます。ここで施行期日が幾つかに分かれるものですから、改正附則の中でご説明を申し上げます。附則の第1条でそれを細かく説明し、さらに施行期日以外のございますけれども、附則の第2条では町民税に関する経過措置を規定しております。また、附則の第3条では、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上で、議案第79号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案資料の24ページの関係で、第81条の4あるいは6の関係で環境性能割の税率、申告納付の関係であります。

今回の提案については、いわゆる自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税の環境性能割を設けるということで、非課税を除いて税率は当分の間1から2%とするものでありますけれども、1つには、この軽自動車の新規購入に係る取得の場合、税率は例えば2%と決まっておりますけれども、車種ですとか、あるいはディーラーと顧客の間で必ずしも取得価格は同一ではないと思うわけであります。そうすると当然取得価格、購入価格にこの税率を掛けて納付するという形になろうかと思うのですけれども、加えて例えば中古の軽自動車、これを購入する場合も50万円の免税点があるということですから、例えば一般的に3年とか4年、5年経過したものは免税点以下でこの環境性能割の納税は起きませんけれども、例えば1、2年で購入する場合、これらについては50万円の免税点を超える額になろうかと思うのですけれども、この場合、特に新車購入時よりも中古の場合については、かなり取得価格の差異があるのではないかと。そうなりますと、同じ車種において、納税額に

個々の差異が生ずる。そういった意味では、納税額に対して不平等が生ずると。

ですから、同じ車種でありながら納税額に違いが生ずるということで、言ってみれば、こういった部分での公平性の担保、これらについてはどのように確保されるのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） 環境性能割が導入された際の取得価格の関係かと存じます。

取得価格につきましては、今、前崎議員おっしゃられたように、取得価格でそれに税率を掛けるということで、そこまでの規定しか法律上ないわけでございます。今おっしゃられた新車の際には実際に購入した車両の本体価格が基本になります。問題の中古車の部分でございますけれども、確かに価格差があるかという場面もあるかと思っておりますけれども、これにつきましては、総務省のほうで示している自動車取得税のための、これ現在示されているものでありますけれども、課税標準基準額表というものがございまして。これを現在も道税事務所等のほうではこれをもとに標準的な価格ということで設定した価格、これはメーカーからの情報も組み入れた標準的な公表価格をもとにしているということでございまして、これに何年たったかという年数を残価率で当てはめまして課税するというので、不公平のないように課税されているということでございます。

よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

本案に対するほかの質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第79号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第80号

1、議長（堀田） 日程第31、議案第80号 広尾町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第80号 広尾町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、紋別地区の集会所新築に伴い、本条例中に同集会所に関する事項を追加するものであります。

お手元の議案資料をお願いいたします。

39ページであります。

条例第2条2項中でありまして、左の表の改正の一番下のところに「紋別研修センター」、名称と位置が書いてあります。ここの部分を追加したいとするものであります。

次のページをめくっていただければと思います。

また、左側の別表（第8条関係）でありますけれども、表の一番下に紋別研修センターに係る時間帯別の使用料及び暖房料を追加したいとするものであります。料金については、既設の同程度の規模の集会所に係る料金と同額としております。

附則の関係であります。この条例は、公布の日から3か月を超えない範囲において規則で定める日から施行したいとするものであります。

また、本条例の一部改正に伴い、広尾町立畜産総合施設設置及び管理運営条例は、廃止をするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第80号 広尾町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第81号～日程第41 議案第90号

1、議長(堀田) 日程第32、議案第81号 平成28年度広尾町一般会計補正予算(第6号)についてから日程第41、議案第90号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長(村瀬) それでは、議案第81号から議案第90号まで一括して提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。7月1日付人事異動に伴います給料、手当の組み替え及び共済費の負担金率の変更による人件費関係の所要の調整、整理並びに事業確定見込みによる整理、また、事業執行に要する費用の追加を行ったものが主なものであります。

最初に、議案書49ページであります。

議案第81号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,303万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億3,984万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものであります。

第3条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しするものであります。

53ページであります。

第2表、債務負担行為補正の追加であります。事項といたしまして、備荒資金組合譲渡事業償還金により個人番号利用事務端末及びL G W A N接続サーバー機器を整備したいとするものであります。期間といたしまして、平成29年度から32年度、限度額といたしまして、おのおの追加したいとするものであります。

次に、第3表、地方債補正の変更であります。限度額の変更でありまして、臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定によるものであります。過疎対策事業債につきましては、対象事業の追加によるものであります。

町債の合計から698万8,000円を減額し、9億6,511万2,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたします。

次に、54ページであります。

議案第82号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ112万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億1,732万6,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページであります。

補正の歳入であります。前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費112万6,000円の追加につきましては、一般会計繰出金を整理するものであります。

次、57ページであります。

議案第83号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万円を追加し、歳入歳出の総額を7,378万4,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページです。

補正の歳入であります。

2款1項一般会計繰入金120万円の減額であります。

3款1項繰越金124万円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項簡易水道費4万円の追加につきましては、共済組合負担金の変更に伴うものであります。

次、60ページであります。

議案第84号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ640万円を減額し、歳入歳出の総額を4億6,098万3,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページです。

補正の歳入であります。

4款1項一般会計繰入金950万8,000円の減額であります。

5款1項繰越金220万8,000円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

7款1項町債90万円の追加であります。資本費平準化債の確定見込みによる追加であります。次に、歳出であります。

1款1項一般管理費2万7,000円の追加です。共済組合負担金の変更に伴うものであります。

2款1項事業費は、公共汚水ます新設工事の追加であります。

3款1項公債費は、27年度発行分の元金及び利子の確定による整理であります。

63ページをお願いします。

第2表、地方債補正の変更であります。

資本費平準化債の限度額の変更であります。

町債の合計に90万円を追加し、1億5,110万円とするものであります。

64ページであります。

議案第85号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ58万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を12億6,313万8,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページです。

主な補正内容であります。

歳入であります。確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費111万2,000円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の整理及び国保事業広域化に伴う研修会に係る旅費の追加であります。

後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金、介護納付金は、確定通知による追加であります。

8款1項健康管理センター費7万7,000円の減額につきましては、共済組合負担金の変更に伴うものであります。

10款諸支出金47万9,000円の追加につきましては、療養給付費交付金返還額の確定通知による追加であります。

67ページであります。

議案第86号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,681万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億3,152万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

主な補正内容であります。

歳入につきましては、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金等の確定に伴い、一般会計繰入金等を整理したものであります。

歳出であります。

1款1項総務管理費10万2,000円の追加であります。共済組合負担金の変更に伴うものであります。1款2項賦課徴収費16万5,000円の追加につきましては、事務用消耗品を計上するものであります。

4款1項総合事業費1万4,000円の減額につきましては、共済組合負担金の変更に伴うものであります。4款2項包括的支援事業・任意事業費121万3,000円の追加につきましては、人事異動に伴う人件費の整理であります。

5款諸支出金1,534万8,000円の追加につきましては、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金の精算確定による国及び道交付金の返還金を計上するものであります。

70ページであります。

議案第87号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ59万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億6,551万9,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

補正の歳入であります。

1款1項介護給付費収入593万5,000円の追加及び1款2項負担金収入215万6,000円の追加については、短期入所、ショートステイの利用者の増加に伴い追加をするものであります。

2款1項一般会計繰入金873万6,000円の減額であります。

3款1項繰越金4万7,000円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費143万7,000円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の整理であります。1款2項短期介護サービス事業費83万9,000円の追加につきましては、短期入所、ショートステイ利用者の増加に伴う賄い材料費の追加及び過誤納還付金を計上するものであります。

次、73ページであります。

議案第88号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。75ページであります。

議案第89号についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出で、第1款第1項医業費用に279万7,000円を追加し、同款第3項の予備費から同額を減額して整理をするものです。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、279万2,000円を追加するものであります。補正の内容であります。人事異動に伴う人件費関係の所要の調整、整理であります。

76ページであります。

議案第90号についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出で第1款第1項営業費用から62万2,000円を減額するものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、62万2,000円を減額するものであります。補正の内容であります。人事異動等に伴う人件費関係の所要の調整、整理であります。

以上で、議案第81号から議案第90号までの補正予算についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、本委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります渡辺富久馬議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時26分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には北藤利通議員、副委員長には志村國昭議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

#### ◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす7日は議事の都合により休会とし、明後日8日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時27分